

# 一般社団法人日本老年泌尿器科学会

## 定 款

令和7年7月24日 定款認証  
令和7年7月24日 設 立

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

この法人(以下「本会」という)は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会(Japanese Society of Geriatric Urology, 略称 JSGU)と称する。

### 第2条 (主たる事務所)

本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

本会は、高齢者及び障がいを持つ人々の生活の質を改善すべく、広く泌尿器科学に関する研究、教育、並びに知識、技能の普及を多職種が連携して行い、もって学術の発展と国民の健康の増進に貢献することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講習会等の開催
- (2) 教育・啓発活動の実施
- (3) 学会誌、その他出版物の発行
- (4) 研究・調査の実施、研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 国内外の関連学術団体等との連絡及び協力
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員、社員及び評議員

### 第5条 (本会の構成員)

本会に、次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人もしくは団体
  - (3) 名誉会員 本会の発展あるいは老年泌尿器科学の進歩に寄与した 65 歳以上の正会員で、名誉会員規程に従い理事会が推薦し、評議員会の承認を得たもの
- 2 本会の評議員(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下同じ)は、正会員から選出される概ね正会員10名につき1名の割合の社員をもって評議員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。))。
- 3 評議員の選任は、本定款に定める評議員の決議によるものとし、その細則は理事会において

別途定める。

- 4 評議員は、正会員の中から選ばれることを要する。
- 5 第 3 項の評議員の選出において、正会員は他の正会員と等しく評議員に選出される権利を有する。理事又は理事会は、評議員を選出することはできない。
- 6 評議員の任期は特に定めない。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない。当該評議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。
- 7 第 6 項にかかわらず、任期中に 70 歳に達する評議員の任期は、その 70 歳に達する事業年度に係る定時評議員会終結のときまでとする。
- 8 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選出することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の評議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2 名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 名以上の評議員）につき 2 名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 10 第 8 項の補欠の評議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される定時評議員会の終了の時までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に本会に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 12 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなった場合には、理事会において別に定める規定に従い、速やかに欠員を補充する。

## 第 6 条（会員の資格の取得）

本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、理事会で定めた資格要件を満たしている場合には、理事長の承認をもって代えることができ、その後開催される理事会に報告することを要する。

- 2 申し込み資格に疑義のある場合には理事会で審議する。

## 第 7 条（経費の負担）

本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、評議員会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### 第 8 条 (任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第 9 条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### 第 10 条 (会員資格の喪失)

前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務をそれが発生した事業年度内の 3 月末日までに履行しなかったとき
- (2) 総評議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

#### 第 11 条 (休会)

会員が休会しようとするときは、その期間及び理由を付して所定の休会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定める休会の承認を受けた者は、第 7 条の経費を負担する義務を逃れるものとする。

## 第 4 章 評議員会

#### 第 12 条 (構成)

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって法人法上の社員総会とする。

#### 第 13 条 (権限)

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 第 14 条 (開催)

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要が

ある場合に開催する。

#### 第 15 条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総評議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日の 2 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### 第 16 条（議長）

評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第 17 条（議決権）

評議員会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

#### 第 18 条（決議）

評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であつて、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 第 19 条（議決権の代理行使）

評議員会に出席できない評議員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の評議員を代理人として議決権を行使させることができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

#### 第 20 条（決議の省略）

理事又は評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その

提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### 第 21 条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### 第 22 条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### 第 23 条（役員の設置）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、副理事長を 2 名以内とする。
- 4 第 2 項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### 第 24 条（役員の選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

#### 第 25 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第 26 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第 27 条（役員の任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 第 28 条（役員の解任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### 第 29 条（役員の報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### 第 30 条（役員の損害賠償責任の免除）

本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第 6 章 理事会

#### 第 31 条（構成）

本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### 第 32 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

#### 第 33 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して通知を発ししなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### 第 34 条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、副理事長が議長の職務を代行する。

#### 第 35 条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第 36 条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### 第 37 条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第 25 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

#### 第 38 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

#### 第 39 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 40 条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 事業年度開始の日から予算成立の日まで、理事会の承認を受けた暫定となる収支予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### 第 41 条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び評議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### 第 42 条（定款の変更）

この定款は、評議員会において総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

### 第 43 条（解散）

本会は、評議員会において総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### 第 44 条（剰余金の分配の制限）

本会は、剰余金の分配をすることができない。

### 第 45 条（残余財産の帰属）

本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

### 第 46 条（公告の方法）

本会の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第 128 条第 3 項に規定する措置により開示する。

## 第 10 章 補 則

### 第 47 条（委任）

この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

久 米 春 喜  
高 橋 悟

- 3 設立時社員をもって設立時評議員とし、その任期は、第 5 条第 6 項の規定に関わらず、第 1 回評議員選出の終結時までとする。
- 4 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所を次のとおりとする。  
東京都文京区本郷二丁目 27 番 18 号

- 5 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設 立 時 理 事 久 米 春 喜  
設 立 時 理 事 小 島 祥 敬  
設 立 時 理 事 関 戸 哲 利  
設 立 時 理 事 高 橋 悟  
設 立 時 理 事 中 川 徹  
設 立 時 理 事 三 井 貴 彦  
設 立 時 理 事 井 上 倫 恵  
設 立 時 理 事 谷 口 珠 実  
設 立 時 理 事 宮 城 かおる (西 村 かおる)  
設 立 時 理 事 吉 田 美 香 子  
設 立 時 監 事 橋 田 岳 也  
設 立 時 監 事 正 源 寺 美 穂  
設 立 時 代 表 理 事 久 米 春 喜

以上、一般社団法人 日本老年泌尿器科学会 設立のため、設立時社員 久米 春喜 ほか、1 名の定款作成代理人である司法書士法人星野合同事務所 代表社員 星野大記 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 7 年 7 月 24 日

設立時社員 久米 春喜  
設立時社員 高 橋 悟